

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(使用済燃料乾式キャスクの基数変更及び収納可能燃料の追加)に係る面談
2. 日時：令和5年7月31日(月)13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
新井安全審査官、植木技術参与、佐藤室長補佐  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当1名(テレビ会議システムによる出席)  
福島第一原子力発電所 担当7名(うち2名はテレビ会議システムによる出席)

## 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(使用済燃料乾式キャスクの基数変更及び収納可能燃料の追加)について、資料に基づき、主に以下の説明があった。

- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項(以下「講ずべき事項」という。)] 該当項目の整理
- 講ずべき事項等への適合性(まとめ資料)
- キャスク単体実施計画認可スケジュール
- 指摘事項リスト

○原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。

(全体)

- 使用済燃料乾式キャスクのうち輸送・貯蔵兼用キャスク(以下「兼用キャスク」という。)に係る申請については、今回の基数変更及び収納可能燃料、また別途申請した仮保管設備の増設があるが、申請対象範囲を明確にする観点から、第I章のまとめ資料に本件申請の範囲を記載した資料を追加して説明すること。
- 指摘事項への回答(No.6)として、兼用キャスクの審査ガイドに係る内容等は仮保管設備の増設の方であわせて説明するとしているが、本件申請範囲となる兼用キャスク本体に関する内容については、本件のまとめ資料に関係資料を追加して説明すること。

(スケジュール関係)

- スケジュールに関しては、第I章のまとめ資料に記載すること。また、使用前検査として立会が必要となる基数の考え方についても資料に記載すること。

(まとめ資料関係)

- まとめ資料II.5には、型式証明申請書に記載されている使用範囲、兼用キャスクのスペックや使用個数等の基本的な情報も追記すること。

- まとめ資料Ⅱ.5の除熱機能等に係る説明資料として、型式証明申請書と1F使用条件の評価項目に対する比較表を記載しているが、審査においては、申請内容が型式証明の範囲に包絡されているかどうかではなく、兼用キャスクに関する規制基準等に合致しているかどうかを判断するために具体的な評価条件等を確認する必要があることから、その根拠となる当該申請書の関係箇所を添付する等、資料を追加して説明すること。
- 解析コード（ORIGEN2、ABAQUS）による除熱評価のフロー図について、実機条件との整合性を確認する観点から、入力情報やモデル構築に関する具体的な内容を資料に追加して説明すること。

（該当項目の整理表関係）

- Ⅱ.14.⑨検査可能性に対する設計上の考慮についても該当項目として追加した上で、外観確認、蓋部の分解点検、気密性確認等のキャスク本体に関する確認事項について整理し、まとめ資料に追加して説明すること。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

## 6. 資料

- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表
- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（輸送貯蔵兼用キャスクの基数の変更及び収納可能燃料の追加について）
- キャスク単体実施計画認可スケジュール
- 指摘事項リスト（まとめ資料へ反映箇所）

以上